



2026年5月22日

各位

会社名 株式会社デンソー
代表者 取締役社長 林 新之助
(コード番号 6902 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 経理部長 荒井 是
(TEL. 0566 - 25 - 5511)

信託型株式報酬制度の導入及び制度導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、信託を活用した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock)）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2026年6月18日開催の第103回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本株主総会において本制度に関する議案が原案通り承認されることを条件として、本制度の導入に伴う自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景及び目的

本制度は、取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）、経営役員及び上席執行幹部（同等の者を含み、以下「取締役等」といいます。）を対象に、退任までの譲渡制限を付した株式を在任中に給付することで、株主の皆様との価値共有を進めるという従来の譲渡制限付株式報酬の基本的な考え方及びインセンティブ設計は維持したまま、信託を活用することにより、より安定的かつ効率的な制度運営を実現することを目的としております。本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

なお、当社は、2024年6月20日開催の第101回定時株主総会において、現金報酬とは別枠として、取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額15億円以内、株式数の上限を年300万株以内とする旨及び具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、当該譲渡制限付株式付与に係る取締役の報酬枠を廃止いたします。ただし、既に取締役等に割当済みの譲渡制限付株式は、今後も存続します。

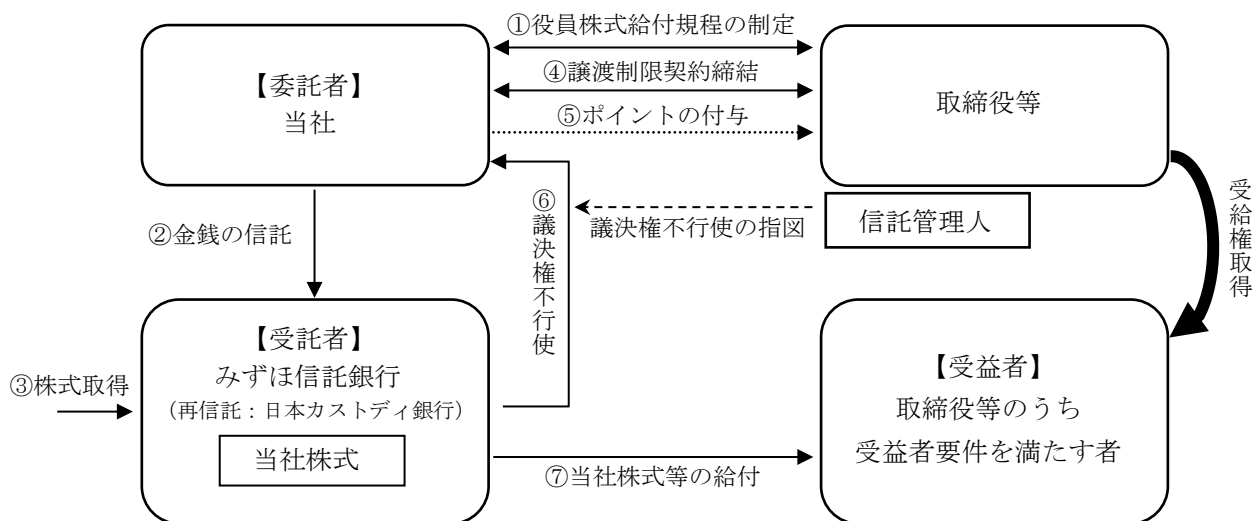
2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を

締結します。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）、経営役員及び上席執行幹部（同等の者を含みます。）

(3) 信託期間

2026年6月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入が承認されることを条件として、当社は、2026年3月末日で終了した事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出します。

まず、当社は、本信託設定（2026年6月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、150億円（うち取締役分は75億円）を上限とした資金を本信託に拠出します。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、150億円（うち取締役分は75億円）を上限として本信託に追加拠出します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、150億円（うち取締役分は75億円）を上限とします。

かかる信託拠出額上限（報酬等の額）については、下記（6）に基づき、今後、取締役等に付与するポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時に開示します

（5）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり600万ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は3,000万株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時に開示します。

（6）取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、600万ポイント（うち取締役分は300万ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数60,000個の発行済株式総数に係る議決権数26,909,661個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.22%（小数点以下第3位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）によって定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結します。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されます。

また、マルス・クローバック条項を規定し、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、役員株式給付規程に規定する事項が生じた場合、役員指名報酬会議の決定等に基づき、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととし、給付を受けた取締役等であっても、役員株式給付規程に規定する事項が生じた場合、役員指名報酬会議の決定等に基づき、当該給付の全部又は一部の返還の請求を受けることとします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

(1) 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等のいずれの地位からも退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

(2) 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

(3) 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における取締役等のいずれの地位からも正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社を対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

<本自己株式処分について>

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年6月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 3,904,900 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,850 円
(4) 処 分 総 額	7,224,065,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（注）
(6) そ の 他	本自己株式処分は、本株主総会において本制度に関する議案が原案通り承認されることを条件として実施します。 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出します。

（注）処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口です。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役等への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一です。

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託契約に基づいて設定される本信託の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分するものです。

処分数量については、当社が定める役員株式給付規程に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了した事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数 2,910,979,691 株に対し 0.13%（2026年3月31日現在の総議決権個数 26,909,661 個に対する割合 0.15%）となること、本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、当社は、本株主総会において本制度に関する議案が原案通り承認されることを条件として、本自己株式処分を行います。

3. 本信託の概要

- (1) 名 称：株式給付信託（BBT-RS）
- (2) 委 託 者：当社
- (3) 受 託 者：みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
- (4) 受 益 者：取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信 託 管 理 人：当社と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信 託 の 種 類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信 託 の 目 的：役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日：2026年6月19日（予定）
- (9) 金銭を信託する日：2026年6月19日（予定）
- (10) 信 託 の 期 間：2026年6月19日（予定）から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,850 円としました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以上